

## 慣行の取扱い

慣行の取扱いについて次のとおり提出する。

平成15年10月9日

大宮町・山方町・美和村・緒川村・御前山村合併協議会

会長 矢数 浩

協定項目	19 慣行の取扱い
調整方針	1. 市章, 市の花・木・鳥, 市民憲章については, 合併後, 新市において新たに制定する。 2. 宣言については, 合併後, 新市において調整する。

区 分	現			況	
	大宮町	山方町	美和村	緒川村	御前山村
町 村 章	 <p>大宮町の「大」を図案化したもので、全体としての意味は円満を表しています。</p> <p>(昭和 37 年 5 月制定)</p>	 <p>山方の二字を図案化して雄々しく飛躍し、丸く治める我らの山方町を表します。</p> <p>(昭和 39 年 9 月制定)</p>	 <p>美和村の「み」を図案化し、村の団結を円によって表し、左右上部を翼にかたどって飛躍発展を象徴したものです。</p> <p>(昭和 41 年 10 月制定)</p>	 <p>緒川村の頭文字「お」と「川」を組み合わせて図案化し、円は団結、平和を表し、全体の感じを翼にかたどって飛躍発展を象徴しています。</p> <p>(昭和 41 年 9 月制定)</p>	 <p>「御」の字は御前山村を表し、丸は平和を意味し、全体の感覚を翼にかたどって村の飛躍発展を象徴したものです。</p> <p>(昭和 33 年 2 月制定)</p>
花・木・鳥	<p>花：ばら</p> <p>木：梅</p> <p>鳥：うぐいす</p> <p>(昭和 60 年 10 月制定)</p>	<p>花：山ゆり</p> <p>木：ゆず</p> <p>鳥：うぐいす</p> <p>(昭和 58 年 6 月制定)</p>	<p>花：やまぶき</p> <p>木：杉</p> <p>鳥：やまどり</p> <p>(昭和 61 年 9 月制定)</p>	<p>花：つつじ</p> <p>木：さくら</p> <p>鳥：やまどり</p> <p>(昭和 61 年 9 月制定)</p>	<p>花：かたくり</p> <p>木：ゆず</p> <p>鳥：かわせみ</p> <p>(昭和 61 年 9 月制定)</p>

		現 況			
区 分	大宮町	山方町	美和村	緒川村	御前山村
町村民憲章	<p>大宮町民憲章</p> <p>わたくしたちは郷土の伝統を継承し輝かしい未来を築くためこの町民憲章を定めます。</p> <p>1 自然を大切に美しい緑の町を作りましょう</p> <p>1 健康で仕事に励み豊かな町を作りましょう</p> <p>1 きまりを守り住みよい町を作りましょう</p> <p>1 親切をつくし明るい町を作りましょう</p> <p>1 教養を深めかおり高い文化の町を作りましょう</p> <p>(昭和 60 年 10 月制定)</p>	<p>山方町民憲章</p> <p>わたくしたちの町は、久慈の清流と男体・八溝山地の緑につつまれた美しい町です。</p> <p>わたくしたちは、このかけがえのない郷土と先人のきずいた伝統を守り、より豊かですみよい町にするため、次のことに心がけます。</p> <p>自然を愛し 美しい町にしましょう。</p> <p>健康でよく働き 豊かな町にしましょう。</p> <p>思いやりの心であたたかい町にしましょう。</p> <p>教養を深め 文化のかおり高い町にしましょう。</p> <p>力を合わせ 明るい町にしましょう。</p> <p>(昭和 58 年 6 月制定)</p>	<p>美和村民憲章</p> <p>わたくしたちは いつも健康で 恵まれた自然を生かし 創意と工夫で 活力ある村づくりをめざす美和村民です</p> <p>1 清らかな水と緑を愛し 美しい村にしましょう</p> <p>1 教養を高め 文化のかおり村にしましょう</p> <p>1 働くことに誇りを持ち 豊かな村にしましょう</p> <p>1 きまりを守り 住みよい村にしましょう</p> <p>1 思いやりの心で 明るい村にしましょう</p> <p>(昭和 60 年 10 月制定)</p>	<p>緒川村民憲章</p> <p>わたくしたちは、豊かな自然と、歴史に恵まれた緒川村民です。この郷土と歴史とを誇りとし、明るく豊かな、住みよい村づくりをめざして、ここに村民憲章を定めます。</p> <p>1 自然を大切にし、みのり豊かな村をつくります。</p> <p>1 みんなが健康で、仕事にはげみます。</p> <p>1 教養を深め、より高い文化を育てます。</p> <p>1 思いやりの心を持ち、みんなで助け合います。</p> <p>1 快適で活力ある、住みよい郷土をつくります。</p> <p>(昭和 61 年 9 月制定)</p>	<p>御前山村民憲章</p> <p>わたくしたちは 水と緑の郷土を愛し 健康で豊かな あすをめざして進む 御前山の村民です。</p> <p>1 自然を大切に美しい村をつくりましょう。</p> <p>1 教養を深め文化の高い村をつくりましょう。</p> <p>1 仕事に励み活力ある村をつくりましょう。</p> <p>1 きまりを守り明るい村をつくりましょう。</p> <p>1 助け合い励ましあって温かい村をつくりましょう。</p> <p>(昭和 61 年 9 月制定)</p>

		現 況				
区 分	大宮町	山方町	美和村	緒川村	御前山村	
宣 言	<p>非核平和都市宣言 平成2年3月22日決議</p> <p>ゆとり創造宣言 平成2年9月21日決議</p> <p>環境保全宣言 平成4年12月22日決議</p> <p>福祉の町宣言 平成5年12月20日決議</p> <p>少年を覚せい剤等薬物 乱用から守る街宣言 平成13年3月21日決議</p>	<p>租税完納推進の町宣言 昭和58年11月10日決議</p>		<p>非核平和緒川村宣言 平成5年12月22日決議</p> <p>青少年を覚せい剤等薬 物乱用から守る街宣言 平成13年3月16日決議</p> <p>緒川村環境美化保全強 化宣言 平成13年8月27日決議</p>	<p>非核平和都市宣言 昭和59年12月24日決議</p>	

## 参考資料

### 先 進 事 例

#### 周南市（H15.4.21 新設合併）

- 1 市章，市民憲章，市民歌は，新市において調整する。
- 2 市の花，木は，新市において調整する。
- 3 都市宣言は，新市において調整する。

#### 瑞穂市（H15.5.1 新設合併）

合併後に検討機関を設け新たに市民憲章，市章，市の花，木，色，鳥，魚，歌を制定するものとする。

#### 新居浜市（（H15.4.1 編入合併）

- 1 市章  
新居浜市の市章を用いるものとする。
- 2 名誉市民制度等  
名誉市民制度及び表彰制度は，新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 市民憲章等  
新居浜市の市民憲章を用いるものとする。
- 4 市の歌  
新居浜市の歌を用いるものとする。
- 5 市花・市樹  
新居浜市の市花及び市樹を用いるものとする。

#### 常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会（H16.12.1 編入合併予定）

- 1 当面，常陸太田市の市章，市民憲章，市の花・木・鳥等を用いるものとし，合併後，新市において調整するものとする。
- 2 都市宣言については，新市においても引き続き継承するものとする。